

# つながり

第6号

一定着支援センターだよりー

発行：三重県地域生活定着支援センター

2013. 7. 1

定着支援センターだより第6号最初の寄稿は、志摩市社会福祉協議会で活躍されている天白さんです。本文に登場するAさんは志摩市で天白さんを中心に手厚い福祉支援を受け、今では立派な志摩市民として地域で生活されています。

寄稿 1

## 地域生活の定着に向けて

Aさんが志摩市へ来られたのは、平成24年4月で、早いもので1年が経過しました。現在は、訪問介護、通所介護、地域福祉権利擁護事業、そして生活保護を利用して生活をしており、成年後見制度の市長申し立てが進められています。

Aさんは親族が全くおらず、孤児院育ちで親の顔も知りません。知的障がいであるAさんは、窃盗などで服役を繰り返し、流浪の人生を送ってきています。窃盗して暮らすことが自然なこととなっているようでした。

本会がAさんと関わりを持ったのは、平成23年11月頃で、志摩市への帰住を希望されるAさんの服役後の住居を確保することからでした。民間アパートを探すも、なかなか受け入れてもらえず、しばらくは自立準備ホームでAさんはお世話になりましたが、市営住宅が当選し、平成24年4月に志摩市へ帰住されました。

さて、志摩市の暮らしを始めるにあたり、生活保護担当部局と連携を図りながら、家電製品など生活に必要な品を購入、集めることで居所環境を整えていきましたが、先ず行うことがありました。それは、地域での生活を送るにあたり、支援者と共に理解者を得ることでした。Aさんの判断能力やこれまでの窃盗を繰り返す暮らしから、服役=反省の薬とはなりにくくあります。窃盗を犯し、すぐ御用とならないよう、住宅隣人や近隣のスーパー等へ「本人にとって新しい土地であるので、困った様子を見かけたら、配慮いただきたいこと、本会まで連絡をしてほしいこと。」をお願いに出かけました。

Aさんが志摩市へ来られ、1ヶ月経った頃、住宅隣人より「おしっこを窓からしている。臭くてたまらない。」「残飯を庭に捨てるので、猫が寄ってくる。」といった苦情が寄せられました。その後も幾度となく苦情が寄せられるが、Aさんに気づきや指摘を行うものの、知らないふりをされるだけ、しばらくの間これを繰り返しました。

ある月曜日、Aさんがスーパーでの万引きで逮捕された新聞記事を目にしました。さっそくスーパーへ出かけると、休日であったため本会と連絡が取れなかつたこと、常習性の高い手口であったことから警察を呼ばれたとのことでした。しかしながら、これまで万引きさせないようにAさんの動きに気をつけていただけたり（水際での防止）万引きしてしまった商品の精算を事後ですることでご勘弁をいただいたり、スーパーのみなさまには、かなりの配慮をいただきました。

着替えの差し入れなどで留置場へ面会に出かけること数回、Aさん本人は慣れた様子で「次は〇〇〇（刑務所）へ行くと思う。」と話されていました。拘留時には、国選弁護士とのやりとり、刑事から数度の調査やAさんの関係資料の開示請求を受けました。拘留期日に処分保留で釈放され、本会が身柄引き受けを行いました。Aさんの身柄引き受けについては、親族や知人のいない上、これまでのAさんへの関わりによる成り行きもありますが、志摩市民（本会会員）であるAさんへ必要な支援を継続してきたこと、そして継続していくことが理由に挙げられます。これによりAさんの身上配慮や再犯と近隣への迷惑行為の予防（指導）を関係者と共に更に努めることとしました。釈放となった経緯については、高齢な累犯者が服役に戻ることより、支援者がいる地域生活が優先されたのではないかと想像しています。

釈放後は、住宅隣人からの苦情を避け、別のアパートを探しました。本会が以前に関わりのあった方が入居していたアパートの大家さんへ相談し、古物件ながら安価な家賃と連帯保証人なしの要件でご理解をいただいています。

三重県地域生活定着支援センターの仲さんから、「Aさんに対して何でそこまでやっていただけるのか？」と質問をいただきました。本会の理念「誰もが安心して暮らせるまちづくり」とともに「支援を必要とする市民がいるから」と回答させていただきたいと思います。

さて最後に、Aさんは、流れ者で時間も食事の回数も気にしません。しかし、福祉サービスを利用することである程度縛られた暮らしとなっています。慣れたはずの道が分からなくななり、自力で家に帰ることができないこともしばしばあって、返す返事はいつもいいかげんなAさんですが、「老人ホームには、まだ行きたくない。」と言います。また、Aさんは迷惑行為や犯罪行為を止めることができないし、注意や指導を聞きません。それでも時には注意や指導が必要です。本人に取って何が良いのかとよく振り返りますが、Aさんを尊重したできる限りの支援を、と考えています。

2 人目の寄稿は医療ソーシャルワーカーとして活躍されている田中さんからです。田中さんは日頃から当事業に対して積極的に関わって頂いております。

## 寄稿 2

### 人権回復の歩み

「累犯障がい者」と呼ばれる人々が存在していることを初めて知ったときの衝撃は今でも忘れられない。ちょうど私が貧困問題に关心を持ち始めていたころで、刑務所が最後のセーフティーネットとなっている現実を知った。そのとき、この社会の理不尽さに怒りを強く感じたことをよく覚えている。そこからは、勢いも手伝ってこの分野に引き込まれるようにして勉強していくことになった。

私は何に対して怒りを感じていたのだろう。そのころ反貧困ネットワークの活動とも関連して平等とは何だろうと考えていた。累犯障がい者といわれる人々はいわばその役回りを社会の中で強いられているのではないか。これはフェアな状態とはいえない。そんなことを考えていた。むろん、障がいを理由にすべてが放免されるべきではないと思う。そもそも完全な平等などありえない社会である。しかし、問題はそういう現実社会がある前提で、実質的な平等に近づけるための対応が社会の中でしっかりと機能しているといえるのかという点にある。「累犯障がい者」と呼ぶようになった社会の側に問題はなかったのか。そんな意識が私の心根にはずっとあった。

地域生活定着支援センターの支援対象の方々の生活歴はいつも胸に重く響く。障がいを含め、様々な事情とともに生きてきた。その過程で事件を起こしてしまう。しかも一回で済まない。罪を償うために刑を繰り返し受ける。社会の中では当然のように居場所はなく、その存在を排除され続けてきた。生活上の合理的な配慮など期待できない社会の中で累犯障がい者として生きていくしかなかった。それは基本的人権が保障された生活などとは決していえないだろう。

地域生活定着支援センターの仕事とは、いわば人権回復のための活動であるといえるのではないか。それは障がいをもつ方々個人の尊重はもちろん、犯罪被害者への共感と理解、修復的司法や社会的包摂までを視野に入れた前例のない創造的な取り組みである。その個別性ある支援の実践から学ぶべきところは実に多い。非常に困難な環境におかれ続けてき

た方々の人権を取り戻す活動である。

いま国情の情勢は実質的な平等をめざす方向には全くない。むしろ、改憲議論に象徴されるように国の義務を放棄した人権軽視の方向にある。このような国の姿勢は社会保障の観点からすると、決して見逃すことのできない重大な局面ではないだろうか。センターの実践にふれるたび、このような国の姿勢が果たして適当なのかどうか、ミクロとマクロの視点を行き来して人権が守られる社会にしていかなければならぬと改めて思う。

田中 武士（津生協病院医療福祉相談室）

## 4年目のご挨拶

三重県地域生活定着支援センターは4年目を迎えています。

いろんな方との出会いがありました。十数回も刑務所を体験している方が、とても人にやさしかったり、盗みはしてもどこか憎めなかったり、気が小さすぎて社会の片隅ばかり捜していたり、皆さんあまりに個性的すぎて眩暈しそうです。刑務所は刑事犯を収容する所という「常識」が瓦解しそうです。

それを周りの人も認めてくださるようになり、定着支援センターからの依頼というだけで、構えられることは少なくなりました。

それでも、どうも発想が勝手すぎたり、歪んだ習慣が身についていたり、確かにしっかりした生活をおくろうと努力はしているのですが空回り、時にはとんでもない自己決定をしてしまうことがないわけではありません。

しかし、こうした現実にも、支援を惜しまない方たちのいることもよくわかりました。しかも、こうした支援が多くの場合身を結ぶことも学びました。

私たちの活動は、司法や福祉の幅広い機関や人々にささえられています。世の中の最も不利な人を幅広いネットワークで支えることで、寛容でやさしい社会になっていくれば、と願っています。今後ともご指導やご協力のほど、よろしくお願ひ致します。

なお、今年度ホームページを新たに開設しました。当広報紙「つながり」のバックナンバーも掲載されています。また、皆さまのご意見をお寄せいただきやすくなっています。御一覧ください。

ホームページアドレス：<http://mie-teichaku.jp/>

三重県地域生活定着支援センター

所長 小野田正晴

## お知らせ

「福祉支援と犯罪」をテーマにシンポジウムが開催されます。

日本司法福祉学会第14回全国大会 プレシンポジウム

日 時：2013年8月3日（土） 午前9時30分～11時30分

場 所：ウィンク愛知（名古屋市中村区名駅4-4-38）

テーマ：「福祉支援と犯罪—福祉支援はいかにして犯罪にたちむかうか—」

コーディネーター：小野田正晴（三重県地域生活定着支援センター 所長）

鷲野明美（日本福祉大学 福祉経営学部 助教）

シンポジスト：河合由香（名古屋刑務所 精神保健福祉士）

市川岳仁（三重ダルク／APARI WEST 副代表、精神保健福祉士）

廣田直美（障がい者総合相談支援センターそいん 相談支援専門員）

川島二三子（更生保護法人岡崎自啓会 福祉職員）

日本司法福祉学会第14回全国大会の詳細は日本司法福祉学会のアドレスで確認してください。

日本司法福祉学会 <http://jslfss.org/>

### 編集後記：

定着支援センターも4年目を迎えました。本事業も初年度と比べると徐々に必要な支援の幅も広がりを見せてきています。それに伴い、本事業に協力頂く機関も増えてきています。協力頂いている機関の皆さんには定着が取り組む課題に対して、それぞれに熱い思いを抱きながら支援に取り組まれています。今後もニュースレター「つながり」はその思いを広く共有し、様々な視点で福祉を考えられる場であればと思います。これからも皆様からの寄稿をお待ちしております。

定着支援センターだより「つながり」

発行：三重県地域生活定着支援センター

〒514-0003

三重県津市桜橋2丁目131

三重県社会福祉会館5階

TEL:059-221-1025・1026 FAX:059-229-1314

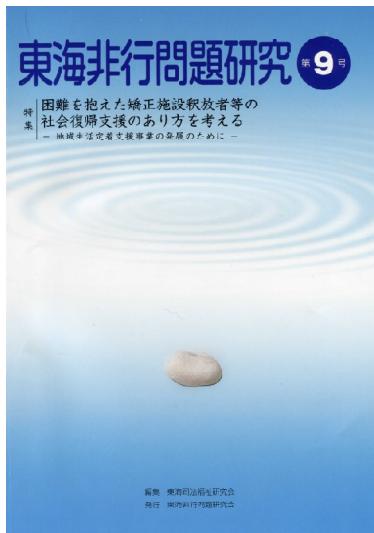
## 出版の案内

「東海非行問題研究」

特集：困難を抱えた矯正施設釈放者の社会復帰支援の在り方を考える  
(地域生活定着支援事業の発展のために)

この本は、東海地方で刑務所や更生保護施設、地域生活定着支援センター等で福祉支援に携わる実務者や地域で矯正施設からの退所者の支援に関心を寄せる研究者等が経験交流を重ねるなかで、編集しました。内容としては、当研究会のメンバーにとどまらず、全国の貴重な経験も寄せいただきました。

司法と福祉の重なる分野で、今どのような課題があり、どのように動いているのか、その現状の一端をわかつていただけると思います。



発行：東海非行問題研究会

発行日：2012年8月1日

A版 172ページ

目次を裏面に掲載しました。

三重県地域生活定着支援センターが取り扱っています。

購入価格は一部 600円です。本及び領収書の郵送料は実費となります。

購入希望される方はメールあるいは下記の項目を記入の上で郵送やFAXしてください。

電話番号 059 221-1025・1026 FAX 059-229-1314

メールアドレス sien-center@star.ocn.ne.jp

住所 〒514-0003 津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館5階

購入申し込み					
住所	郵便番号				
電話番号			FAX		
氏名					
購入部数	部	支払い方法	・定額小為替	・振込	・現金
その他連絡事項	領収書の要否 要 否				

振込の場合は郵送の際に振込案内を同封します。領収書の必要な方には入金後送付します。